

後期高齢者 医療制度 新しい被保険者証を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター)
 ☎078(326)2021

7月17日頃に新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します

●被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月17日頃に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成24年中の所得により算出された平成25年度の住民税課税所得と平成24年(1月から7月までは平成23年)中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

▶医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額など

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位[外来]	世帯単位[入院含む]		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円] ※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入額(年金・給与等収入合計)が一定の金額に満たない方(※3)は、市(区)町の担当窓口申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています】
一般	1割	12,000円	44,400円	210円[160円] ※2	「現役並み所得者」、「低所得Ⅱ」、「低所得Ⅰ」以外の方
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円		
低所得Ⅰ		15,000円	100円		

※1 []内は過去12ヵ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2 []内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

※3 ▶同一世帯に被保険者が一人の場合

被保険者の収入額 … 383万円

▶同一世帯に被保険者が一人で70歳以上75歳未満の方がいる場合

被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計額 … 520万円

▶同一世帯に被保険者が二人以上いる場合

被保険者全員の収入合計額 … 520万円

●限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税(表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1ヵ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月17日頃に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、**保険年金グループ**に申請してください。

後期高齢者 医療制度 保険料額決定通知書を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

平成25年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月10日頃送付します。
 後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりに保険料をお支払いいただきます。

●保険料の計算方法

$$\text{①均等割額} + \left(\text{平成24年1~12月の総所得金額等}(\ast) - \text{基礎控除額}33\text{万円} \right) \times \text{所得割率}9.14\% = \text{①+②} \text{ 25年度保険料額(最高限度額) 55万円}$$

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。[ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません]

●保険料のお支払い方法

平成25年度の保険料のお支払いは、以下の2通りとなります。

①年金からのお支払い【特別徴収】

特にお手続きいただく必要はありません。

また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは保険年金グループにご相談ください。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から翌年3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。

※口座振替を希望される場合、国民健康保険税から継続はできませんので、改めて申し込みが必要となります。

●所得の低い方の軽減

以下の方は、平成24年中の所得に応じて平成25年度の保険料が軽減されます。

①均等割額

同一世帯内(世帯主と世帯内の被保険者)の平成24年中の総所得金額等が一定の金額以下の方

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	軽減割合(軽減後の均等割額)
基礎控除額(33万円)	被保険者全員の各所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円 9割(4,600円)
	上記以外 8.5割(6,900円)※
基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)	5割(23,001円)
基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数	2割(36,802円)

※本来は7割軽減ですが、軽減措置により8.5割軽減となります。

②所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合、収入金額が211万円)以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

●被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に被用者保険[全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合、共済組合など]の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割額が本来5割軽減ですが、軽減措置により9割軽減されます。該当される方は**保険年金グループ**にお申し出ください。

●災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となる時、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくは**保険年金グループ**にご相談ください。